

令和4年9月30日

養父市議会議長 西田 雄一様

生活環境常任委員会

副委員長 浄 慶 耕 造

委員会審査報告書

令和4年9月5日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

令和4年9月8日（木）、令和4年9月26日（月）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第57号	養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

議案第57号 養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

【質疑】 若者向け住宅の入居者資格を「満年齢の合計70以下の夫婦」から「夫婦の満年齢がそれぞれ39歳以下」と変更した理由は何か。

【答弁】 入居相談を受けた大半は30代後半の夫婦であったが、年齢要件で断ってきた。実態ニーズとして最も多い年齢層の入居を可能にするため条件を緩和することにした。

【質疑】 資格を夫婦の合計年齢からそれぞれの年齢に変更したことで逆に資格を失う人が生まれるのではないか。

【答弁】 可能性はあるが影響は少ないと判断している。若者向け住宅は、主に出産・子育てをする世代向けに一般公営住宅をリノベーションしたもので、若者の年齢定義はないが、市の新婚スタートアップ事業や内閣府の新婚生活支援事業なども参考にして39歳で線を引いた。

【質疑】 シングルマザー、シングルファーザーも増えている。こういったニーズにも対応することは考えなかったのか。

【答弁】 そのような世帯の問い合わせもあることから、今後の課題として考えていかなければならないと思っている。